

ハイライト:

- ・“ふるさと納税制度”は平成20年分確定申告からスタート!
- ・平成21年度税制改正大綱が公表されました!

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
“ふるさと納税制度”は平成20年分確定申告からスタート	1
平成21年度税制改正大綱	2

12月の声を聞くと、1年があっという間に過ぎ去ってしまったような気分になります。今年も残すところわずかとなりました。今号では、平成20年分の確定申告からスタートする、“ふるさと納税制度”及び12月12日に公表された税制改正大綱について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

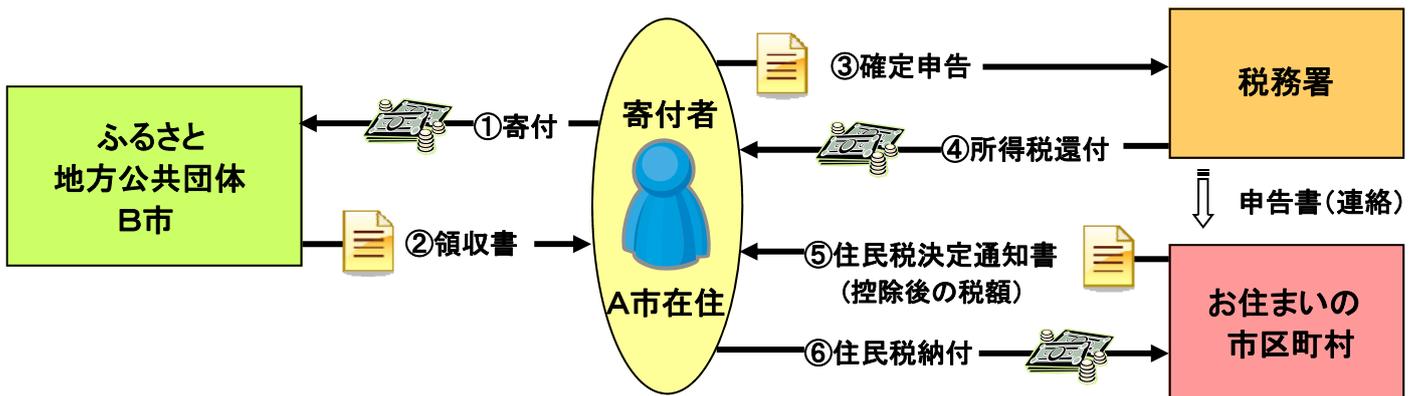


公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦
中村友理香

“ふるさと納税制度”は平成20年分確定申告からスタート

ふるさとに貢献したい・ふるさとを応援したいという納税者の思いを反映する“ふるさと納税制度”が平成20年分の確定申告からスタートしました。これは平成20年1月1日以後に“ふるさと”である都道府県や市区町村に寄付を行った場合には、現在の住所地である自治体に納付する住民税から寄付した金額のうち一定額を税額控除するという制度です。



Q “ふるさと”は出身地のことでしょうか？

A ふるさと納税の“ふるさと”とは、出身地に限定されるものではなく、例えば納税者が学生時代にお世話になった自治体など納税者自らの選択により、寄付を行う自治体の選択が可能です。

Q どれくらいの金額が住所地の住民税から控除されるのでしょうか？

A “ふるさと”に寄付した金額のうち5千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として控除されます。総務省による給与収入700万の夫婦及び子2人のモデルケースによると、4万円の寄付を行った場合には、住所地の個人住民税から31,500円、国税である所得税から3,500円が控除されると

試算されています。“ふるさと”には4万円の寄付金が収納されることとなります。

但し、寄付金控除を受けるには、寄付をした方が地方公共団体(都道府県・市町村)が発行する領収書を添付して確定申告する必要がありますのでお忘れなく。

Q 複数の都道府県・市区町村に寄付を行うことはできるのですか？

A できます。寄付先の数に制限はありません。その年に行った寄付金の合計額に基づいて軽減される税金の額が計算されます。

各都道府県、市区町村では、寄付金を何に利用するかHP上でPRしており、用途の指定ができる自治体もあります。また特産品をプレゼントしてくれる自治体まであり、それぞれ地域ごとに地方色・特色が表れています。一度ご興味のある自治体のHPを眺めてみてはいかがでしょうか。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

平成21年度税制改正大綱について

平成20年12月12日に平成21年度税制改正大綱(与党)が決定され、公表されました。個人に関する主な改正事項としては

- ①住宅ローン控除が最大で600万円税額控除されます(^_^)
- ②長期優良住宅を新築等した場合の所得税額の特別控除の創設 (^_^)
- ③既存住宅に特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設(^_^)
- ④平成21年及び22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設(^_^)
- ⑤上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率の特例の見直し(^_^)
- ⑥取引相場のない株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設(^_^)
- ⑦「定額給付金」については、所得税及び個人住民税を課さない(^_^)

があります。

上記の通り、ニコニコマークが並び、減税対策の改正内容がほとんどなっています。

②は、認定長期優良住宅を平成23年12月31日までに居住の用に供した場合、機能強化費用(1,000万円上限)の10%相当額を税額控除する制度です。

④の土地税制は、平成21年1月1日～平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除するというものです。

⑤は、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)とするものです。現在の金融不況を前に現行の軽減税率措置が実質延期されました。

⑦は、給付の話が持ち上がってから、所得制限を設けるのか、課税の対象とするのか等々さんざん話題となった「生活対策」(平成20年10月30日決定)により実施される定額給付金ですが、所得制限なし、かつ非課税という取扱いで決着がつかしました。

各々の詳細については、次号で解説いたします。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。



税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
(東京事務所)
港区南青山 2-2-15-1121
電話 03-3746-1750
(埼玉事務所)
さいたま市浦和区岸町7-1-4
細田屋ビル
電話 048-816-6180
Fax 048-834-1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp